



経営力向上計画策定のすすめ (IRSME16036)

平成 28 年 10 月 3 日 岡本裕也

平成 28 年 7 月 1 日に施行された中小企業等経営強化法にもとづいて、「経営力向上計画」を認定するという制度が始まった。この制度は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力、稼ぐ力、生産性を向上するために実施する計画のことである。

■ 経営力向上計画の認定によるメリット

1. 固定資産税が3年間半額

経営力向上計画の認定を受けると、平成 28 年 7 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日までに新たに取得した機械装置にかかる固定資産税が、取得した翌年度から 3 年度分に限り半額になる。この軽減措置の対象となるには、以下の要件をすべて満たす必要がある。

- ・取得した機械装置が、販売開始から 10 年以内の新品であること
- ・取得価額が 160 万円以上であること
- ・その機械装置を導入することで、旧モデル比で生産性（単位時間当たりの生産量、精度、エネルギー効率等）が年平均 1%以上向上すること

2. 各種金融支援を受けられる

【中小企業信用保険法の特例】

経営力向上計画の実行（※）にあたり、民間金融機関から融資を受ける際、信用保証協会による信用保証のうち、普通保険等の別枠の追加保証や保証枠の拡大が受けられることができる。

※ 新商品・新サービスなど「自社にとって新しい取組」（新事業活動）に限られる。

・保証限度額

	通常枠	別枠
普通保険	2億円（組合4億円）	2億円（組合4億円）
無担保保険	8,000万円	8,000万円
特別小口保険	1,250万円	1,250万円
新事業開拓保険	2億円→3億円（保証枠の拡大）	

・信用保証料率

各県の信用保証協会による

・対象資金

認定経営力向上計画に従って行われる経営力向上に係る事業のうち、新事業活動の実施

平成 28 年 10 月 3 日

(IRSME16036) 経営力向上計画策定のすすめ

に必要となる運転・設備資金

・保証期間

原則として、運転資金 5 年以内・設備資金 7 年以内(ともに据置期間 1 年以内を含む)

・担保

必要に応じて徴求

・連帯保証人

原則として法人代表者のみ

・添付書類

認定経営力向上計画書

※その他の金融支援は中小企業庁 HP『経営力向上計画策定・活用の手引き』を参照。

3. ものづくり補助金の審査で加点される可能性がある

ものづくり補助金（革新的ものづくり・商業・サービス開発支援補助金）とは、革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善を行う中小企業や小規模事業者が、設備投資等の経費の一部について補助を受けられる制度のことである。この制度には公募期間が決まっており、全国採択審査委員会の厳しい審査を通過しなければならない。高い技術力を持った中小企業にとっても非常に狭き門だが、経営力向上計画の認定を受けておけば、この審査で加点される可能性がある。

■ 経営力向上計画の作成方法

この制度を受けるためには、現在の経営状況の定性・定量分析、経営力向上における 3～5 年間の具体的な数値目標、アクションプラン、資金調達方法などを記載した申請書を作成しなければならない。なお、郵送による申請も可能である。

■ 認定までの流れ

1. 固定資産税の軽減を希望する場合は、計画申請を行う際、「工業会による証明書」の添付が必要となる。申請に先立ち、設備メーカーを通じてその設備を担当する工業会等に証明書の発行申請を行い、経営力向上設備等の証明書を取得しておくことになる。なお、証明書は申請してから発行されるまで数日～2 ヶ月程度かかる。
2. 計画認定後に、金融支援の活用を検討している場合は、経営力向上計画を提出する前に関係機関に相談する必要がある。
3. 各事業分野の主務大臣に計画を提出する。

平成 28 年 10 月 3 日

(IRSME16036) 経営力向上計画策定のすすめ

4. 概ね 30 日以内に主務大臣による認定が得られる。
5. 固定資産税の軽減、各種金融支援を受け、経営力向上のための取組（設備投資等）を実行する。

※平成 28 年 8 月 24 日時点で、482 件が認定されている。

■ まとめ

経営力向上計画は、労働力人口の減少や国際競争の激化等による厳しい事業環境の中、中小企業・小規模事業者等の生産性向上を支援することにより、将来の成長・発展のための経営強化を図ることが必要であるとの認識のもとに政府が作った制度である。

計画が認定されれば、上記の固定資産税減税に加え、生産性向上設備投資促進税制や中小企業投資促進税制等との重複適用も可能となる。設備投資計画として機械装置の購入またはリースを検討し、多くの企業に自社のさらなる「稼ぐ力」の向上を図っていただきたい。

なお、申請書には 3～5 年間の具体的な数値目標を記載しなければならないなど、経営者の計数感覚が必要になる。計画を作成するのが困難な場合には、認定経営革新等支援機関による支援を受けられることを推奨したい。(了)